日本物流学会 会則

11条

本会は、正会員のうちから役員として28名以上30名以内の理事、2名の監事を置く。役員の任期は2年とする。

附 則

- 1. 本会の事務局は東京都におく。
- 2. 入退会手続および会費については別途細則に定める。
- 3. 本会は昭和58年6月をもって設立する。
- 4. 本会の設立当初の会員は第5条の規定にかかわらず、別紙名簿の通りとする。
- 5. 本会則は平成3年11月1日より、施行するものとする。
- 6. 本会則は平成9年9月19日より、改訂施行するものとする。
- 7. 本会則は平成13年9月12日より、改訂施行するものとする。
- 8. 本会則は平成17年の総会終了後、改訂施行するものとする。

但し、第 18 条が関連する細則において、平成 1 7年の総会の承認を必要とする条項については、平成 1 7年の総会以前に 改訂施行するものとする。

9. 本会則は平成22年の総会終了後、改正施行するものとする。